

保険に関する規定

当会が主催する宿泊を伴わないクラブ山行及び準山行には、会としてその都度、参加者全員を対象にした傷害保険に加入します。但しハードな山行は適用されません。

- 1、ハイキング傷害保険（日帰り） 集合場所より解散場所まで
- | | |
|----------------------|----------------|
| 保険料：60人まで保険料は1件につき | 2,100円（1人=35円） |
| 保険金：死亡・後遺障の最高限度 1名当り | 5,000,000円 |
| 入院は180日限度 1日1名 | 5,000円 |
| 通院は180日間に90日限度 1日1名 | 2,500円 |

- 2、国内旅行傷害保険（宿泊山行） 家から家まで
- 宿泊を伴う山行の保険料は参加者の負担とします。事前に当会で保険料の支払いを終えて、山行終了の清算に負担保険を組み込みます。
- （宿泊山行の保険料は改訂も予測され、都度見積もりを願って対応しています。）

保険料：2013.10改訂

1泊2日	20人以下	279円	3泊4日まで	20人以下	336円
	20人以上	264円		20人以上	319円

- | | | |
|----------------|------|------------|
| 保険金：死亡・後遺傷害保険 | 1名当り | 5,000,000円 |
| 入院は180日限度 | 1日1名 | 5,000円 |
| 通院は180日間に90日限度 | 1日1名 | 2,500円 |

3、クラブ主催行事の参加者連絡

クラブ山行等クラブ主催の行事については、チーフリーダーが下記要領にて事前報告を行います。

連絡先	連絡日	クラブ山行	クラブ準山行	宿泊山行
事務局	平日3日前	参加者氏名	参加者氏名	参加者氏名
事故対策部	前日	参加者氏名	参加者氏名	参加者氏名

- ※ 事務局への連絡は一般傷害保険や参加者内容を掌握する為に利用します。
- ※ 事故対策部は労山基金等の手続きに利用します。
- ※ 宿泊山行の（株）保険サービス協和への連絡は事務局より行います。
- ※ 山行途中の行き先変更の場合には、必ず事務局及び山行部長迄連絡下さい。

4、一般傷害保険の連絡 (株) 保険サービス協和

毎月の月末迄に当月の実績及び翌月の予定を報告します。 (事務局より)

5、会が主催する山行でもハードな山行には (アイゼン、ピッケル、岩登り用具等が当初計画から必携とされる山行)、それに適応する山岳保険に各人がそれぞれに加入しなければ参加できません。

※ 参加希望者は3口以上の労山山岳事故対策基金 (労山基金) の加入が必要です。

6、労山山岳事故対策基金 (労山基金) 加入の義務

傷害保険対象外の山行や自主山行 (個人山行) に対応する為、会員は「労山山岳事故対策基金 (労山基金)」又は同等の以上の補償をされる山岳保険への加入を義務とします。

当クラブ受付の労山以外の山岳保険加入者は再新の都度、「保険証写し」を事故対策部へ提出する事とします。

7、会友は「労山基金」への加入義務は負いません。

上記基金への加入意志の無い継続会員は、会友となって会に参加する事が出来ます。

2018年4月1日労山新特別基金制度の名称が下記の通り名称変更になりました。

労山山岳事故対策基金 (労山基金)